

# 埼玉県足袋製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋(並級のもの  
で、かつ、4枚こはぜのものに限る。) 10足につき、右欄に掲げる金額

工程	金額
足踏み通し	84円39銭
掛け押し縫い	63円58銭
こはぜ付け	85円55銭
羽縫い	121円38銭
甲縫い	119円07銭
尻止め	63円58銭
つま縫い	263円57銭
まわし縫い	89円02銭
アイロン仕上げ	310円97銭

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持並びに使用に要する経費及び電力費その他の必要経費を除くものとする。

- 4 効力発生の日 令和8年5月16日

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 令和8年5月16日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。(家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。)
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。  
(1)仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期 (2)工賃の単価、支払日